

証券コード8699
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門五丁目11番1号
HSホールディングス株式会社
代表取締役社長 原 田 泰 成

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、下記ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://hs-hd.co.jp/generalmeeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトアクセスして、当社名（HSホールディングス）又は証券コード（8699）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに到着しますようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー2階
トラストシティ カンファレンス・神谷町
※昨年と会場が異なりますので、会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

【株主提案（第4号議案から第8号議案まで）】

- 第4号議案 剰余金の処分の件
第5号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件
第6号議案 資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示に関する定款一部変更の件
第7号議案 自己株式の消却に関する定款一部変更の件
第8号議案 自己株式の消却の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要が好調に推移し、雇用や所得環境の改善が見られる一方で、依然として円安等を要因とした物価上昇による実質賃金の下落傾向が続いており、今後の景気悪化が懸念されます。世界経済においても、全体として緩やかな回復基調ではありますが、米国トランプ政権による関税政策の動向、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の緊迫化、中国経済の減速懸念など景気の先行きは不透明な状況となっており、中長期的に低成長が続くと見込まれています。

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の営業収益は377億66百万円(前期比118億31百万円減)、経常利益は151億22百万円(前期比6億52百万円減)、親会社株主に帰属する当期純利益は121億0百万円(前期比26億37百万円増)となりました。

前第1四半期連結累計期間において、主要な連結子会社であったハーン銀行の業績が全部連結されていたため、営業収益及び営業損益は前期比で大幅に減少しております。また、営業外収益に計上される持分法による投資利益は、ハーン銀行単体の最終損益をもとに算定されるため、法人税等や非支配株主損益が差し引かれて算定されており、そのため、ハーン銀行の業績は増加しておりますが、経常利益は前第1四半期連結累計期間においてハーン銀行が全部連結されていた経常利益と比較すると減少しております。なお、親会社株主に帰属する当期純利益が前期比で増加しているのは、モンゴル銀行法の改正によりハーン銀行の留保利益に関する税効果会計(将来加算一時差異)に変動が生じ法人税等調整額の計上額が減少したこと、ハーン銀行及びソリッド銀行の業績が好調で経常利益が底上げされたことなどが要因であります。

当社グループは、当社、連結子会社4社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、セグメントごとの分類は次のとおりであります。

銀行関連事業

ハーン銀行(Khan Bank LLC)、
キルギスコメルツ銀行(OJSC Kyrgyzkommertsbank)、
ソリッド銀行(JSC Solid Bank)

リユース事業

株式会社STAYGOLD

その他事業

当社、H.S. International (Asia) Limited、
HS FINANCIAL Pte. Ltd. (※1)

※1 HS FINANCIAL Pte. Ltd. は、2024年12月16日にシンガポールにおいて設立いたしました当社の完全子会社となります。

報告セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

① 銀行関連事業

銀行関連事業の当連結会計年度の営業収益は29億8百万円(前期比175億46百万円減)、営業損失は6億52百万円(前期は営業利益58億83百万円)となりました。ハーン銀行が前第2四半期連結会計期間より持分法適用関連会社に異動することとなったため、銀行関連事業の業績は前期比で大きく減少しております。また、持分法適用関連会社であるハーン銀行及びソリッド銀行の業績は、持分法による投資損益に反映されます。なお、持分法による投資損益を含めた銀行関連事業の経常利益は147億95百万円(前期比10億6百万円減)となっております。

ハーン銀行(本店所在地：モンゴル国)

モンゴル経済につきましては、国内消費の増加や鉱工業生産の増加、石炭や銅精鉱の輸出増加が寄与し、実質GDP(1-12月)は前期比で4.9%増加と高成長が続いております。インフレ率は、モンゴル経済の好景気や公務員を中心とした賃上げの影響を受け、前期末比9.0%と上昇傾向にあります。また、貿易収支(1-12月)は黒字を維持していますが、主に国内消費が堅調に推移していることから輸入が増加し前期比で29.7%減少、外貨準備高は貿易収支の黒字が継続していることから55億ドル台(前期末比12.0%増)となっております。為替市場では、前期末比で米ドルに対して0.3%上昇(ドル高)、日本円に対して9.6%下落(円安)しました。モンゴル経済は引き続き好調を維持していますが、主要な輸出先である中国経済の失速の影響が今後の懸念点として挙げられます。

モンゴルの銀行業界につきましては、モンゴル経済が高成長を続けていることや公務員を中心とした賃上げにより個人所得が改善していることから、金融セクターの融資残高は前期末比で40.9%増加しました。また、延滞債権残高は0.5%増加、不良債権残高は8.4%減少となりました。

このような環境の中、モンゴルにおいて最大級の商業銀行であるハーン銀行につきましては、法人向け融資や個人向け融資、また、モンゴル国のデジタル化の方針に従い個人向けのデジタルバンキングサービスを中心に積極的に展開

してまいりました。モンゴル経済が高成長を続けていることから融資残高が増加し、それに伴い資金運用収益も増加しております。一方で、預金残高の増加により資金調達費用も増加しておりますが、デジタルバンキングサービスの推進による手数料収入が増加したことなども影響し、増収増益となりました。

結果として、現地通貨ベースでは、預金残高は前期末比で18.7%増加、融資残高は24.2%増加、資金運用収益は24.4%増加、当期純利益は14.3%増加いたしました。また、融資残高の内訳としましては、法人向け融資は前期末比で27.4%増加、個人向け融資は18.8%増加、農牧業向け融資は1.8%減少いたしました。

キルギスコメルツ銀行（本店所在地：キルギス共和国）

キルギス経済につきましては、主に小売業や建設業の成長が著しく、2024年度の実質GDP（1－12月）は前期比で9.0%増加と好調を維持しております。インフレ率は前期末比で5.0%上昇と2024年度は鈍化傾向にあり、このインフレ率の鈍化を受け、キルギス中央銀行は主要政策金利を13%から9%へ引き下げておりますが、足元でインフレが再び加速していることを受け、主要政策金利の引き上げを検討する可能性があります。

キルギスコメルツ銀行は、現在、金利変動及びロシアに対する制裁強化の影響を受け、法人と個人への融資を抑制するとともに貸倒引当金を増やしリスク管理に注力している状況です。預金業務では金利の引き下げに伴い、定期預金の募集を進めています。また、コロレス口座ネットワークや海外送金などの決済業務を見直し、手数料収入の増加を目指しています。しかし、融資残高や融資利息の増加が限定的となる一方でITシステム及びIT人材に対する投資が増加し経費が拡大する傾向にあり、そのため2024年度は最終赤字となりました。

今後、ロシア・ウクライナ情勢を背景にキルギス経済の先行きは依然として不透明な状況となっておりますが、このような環境の中、キルギスコメルツ銀行はリスク管理及びコンプライアンス体制の強化に取り組み、安定した預金基盤の確立と顧客のニーズに応じた融資商品の提供に努めてまいります。さらに、フロントオフィスとバックオフィスの業務効率向上を目指し、業務プロセス及びコストの見直しを継続して行ってまいります。

ソリッド銀行（本店所在地：ロシア連邦）

ロシア経済につきましては、ウクライナ侵攻による幅広い経済制裁を受けているものの、国内消費が堅調に推移している影響から製造業や小売業が好調で、2024年度の実質GDP（1－12月）は前期比で4.1%増加となりました。一方で、インフレ率は、コスト増による物価上昇が続き前期末比9.5%と依然として高水準を維持しており、ロシア中央銀行は継続的に政策金利の引き上げを行い、主

要政策金利は2024年12月末時点で21%に達しています。

このような環境の中、ソリッド銀行は貸出残高と預金残高を堅調に伸ばしており、金利上昇の影響もあり純金利収入は増加しております。ロシアの金融システムに対する制裁が強化される中、ソリッド銀行は継続的に国際業務を見直し、外為取引などを通じて非金利収入が大きく増加しています。この外貨売買による利益は同行の収益構造において重要な柱になり、結果として2024年度は引き続き増収増益となりました。

非金利ビジネスが好調な市場環境に支えられ、ソリッド銀行の業績は大幅に改善していますが、今後の見通しについては、ロシア・ウクライナ情勢の展開が依然として不透明な要因となっております。ルーブルの為替レート、原油価格の変動、経済制裁の影響、そして国際情勢の緊迫化が、今後のソリッド銀行の業績に大きな影響を与える可能性があります。このような状況下において、ソリッド銀行は引き続き貸出残高と預金残高の増加や不良債権の徹底管理、預金コストの効率的な管理に注力するとともに、変化するビジネス環境に対応し、リスク管理体制を強化する取り組みを継続して行っておりまいます。

② リユース事業

リユース市場は、SDGsなど環境意識の高まりやフリマアプリなどによるネット販売の急拡大により、市場規模は10年以上も拡大しており、今後も成長を続けていくとみられています。

リユース事業である株式会社STAYGOLDは、新規出店による店舗数の増加や主に時計の販売好調により売上高は増加しております。一方で、事業拡大のための人員数増加や新規店舗増加、広告宣伝費の増加などにより経費が増加しており、また、連結セグメント上では、のれんや無形固定資産の償却費が計上されていることも影響し、わずかな営業利益を計上するにとどまりました。

新型コロナウイルス感染症の収束に伴いインバウンド消費が急回復していることに加え、国内消費においてもリユース品に対する需要は強く、今後も積極的な販売拡大を目指してまいります。また、当連結会計年度では新たに7店舗の新規出店を行いました。

結果として、リユース事業の当連結会計年度の売上高は348億45百万円(前期比57億12百万円増)、営業利益は40百万円(前期は営業損失2億61百万円)となりました。

なお、当社は2025年4月14日付で株式会社PRICING DATAの全株式を取得し連結子会社といたしました。同社は2026年3月期第1四半期末より新たにリユース事業として連結されます。詳細は、2025年4月14日に公表いたしました「株式会社PRICING DATAの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

③ その他事業

当社(単体)の他、他のセグメントに分類されていない連結子会社は、その他事業に分類しております。

当社(単体)の営業収益は主に関係会社からの配当金で構成され、前連結会計年度においては関係会社からの配当金がなかったため、当連結会計年度は大幅な増収増益となっております。なお、関係会社からの受取配当金は、連結上は相殺消去されるため連結業績に影響を与えません。

結果として、その他事業の当連結会計年度の営業収益は61億83百万円(前期比61億69百万円増)、営業利益は55億71百万円(前期は営業損失7億36百万円)となりました。

なお、2024年12月16日にシンガポールにおいて設立いたしました当社の完全子会社HS FINANCIAL Pte. Ltd. は、今後、対外投資の拠点として事業活動を行ってまいります。設立間もないため、当連結会計年度の連結業績に与える影響は軽微であります。

④ 持分法による投資損益

持分法適用関連会社であるハーン銀行及びソリッド銀行の業績は、持分法による投資損益に反映されます。

前述のとおり、ハーン銀行及びソリッド銀行の業績は好調で増収増益となっております。なお、前第1四半期連結累計期間においてハーン銀行は全部連結されていたため、当連結会計年度の持分法による投資利益は大幅な増加となりました。

結果として、当連結会計年度の持分法による投資利益は154億47百万円(前期比55億29百万円増)となりました。

2 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の主なものは、株式会社STAYGOLDの新規店舗出店等(94百万円)によるものであります。

3 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

4 対処すべき課題

当社グループは、特長ある各種金融サービス事業の拡充、成長性の高い事業分野の強化、徹底した業務の効率化等により、更なる発展を目指してまいります。

各事業における対処すべき課題は下記のとおりであります。

- (1) 金融サービス事業においては、お客様の資産運用に対する多種多様なニーズを的確に捉え、特長ある金融サービスを提供するため、金融関連の法改正及び規制緩和や国内外の各種金融サービスの動向等を調査・検討して、新たな金融サービスの企画開発や既存サービスの改良等に努めてまいります。また、インターネット取引システムの安定性の強化、コンプライアンスの徹底等を着実に実行し、お客様に信頼され、安心してお取引していただける金融グループの構築を追求してまいります。さらに、在外子会社における市場リスク、信用リスク、カントリーリスク等の業務上発生し得るリスクについて適時適切に把握し対処してまいります。
- (2) リユース事業においては、フリマアプリの拡大・浸透をはじめとして市場が活性化しており、サステナビリティへの関心もあってリユースの注目度はさらに高まっております。今後は、収益基盤の強化と利益率の向上を目的として、効率的な組織体制の構築、CRMによる競争優位性の形成、健全な経営と持続的な成長を可能とする体制の強化を柱とし、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。
- (3) 投資業務につきましては、企業育成・再生事業として出資した企業の管理、支援に努めるとともに、経済成長が著しいアジアの新興国や独自性の高い新規事業等、今後の成長性が期待される地域及び事業への投資を積極的に検討してまいります。
- (4) 自己投資業務の他、M&Aの仲介業務並びにコンサルティング業務を積極的に展開してまいります。また、業務の効率化につきましては、各事業の業務プロセスの徹底的な見直しを通じたコスト削減の他、経営資源の最適配分と効率経営を徹底することにより業務の改善を推し進めてまいります。

今後も当社グループ全体の収益性の向上を図り、更なる業容の拡大、企業価値の向上を目指してまいります。

5 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第65期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第66期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第67期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第68期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営 業 収 益	61,566	77,698	49,597	37,766
経 常 利 益	17,813	25,693	15,775	15,122
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	6,545	11,372	9,463	12,100
1株当たり当期純利益	169円53銭	363円94銭	310円67銭	402円07銭
総 資 産	577,449	621,727	98,774	115,334
純 資 産	74,427	81,411	72,416	86,701
1株当たり純資産	1,681円34銭	1,908円27銭	2,388円07銭	2,869円94銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第65期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第66期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第67期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第68期 (当事業年度) (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
営 業 収 益	11,911	8,304	13	5,965
経 常 利 益	12,453	8,273	292	6,332
当 期 純 利 益	13,149	13,711	182	4,905
1株当たり当期純利益	340円58銭	438円77銭	5円98銭	162円98銭
総 資 産	31,140	47,858	44,505	47,856
純 資 産	30,348	43,484	43,600	46,956
1株当たり純資産	971円18銭	1,391円56銭	1,448円70銭	1,560円22銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

6 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社STAYGOLD	百万円 90	% 100.0	リユース事業
キルギスコメルツ銀行 (OJSC Kyrgyzkommertsbank)	百万キルギスソム 1,000	% 52.9	銀行業
H.S. International (Asia) Limited	百万香港ドル 38	% 100.0	その他事業
HS FINANCIAL Pte. Ltd.	千シンガポールドル 500	% 100.0	その他事業

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. HS FINANCIAL Pte. Ltd. は、2024年12月16日にシンガポールにおいて設立いたしました当社の完全子会社となります。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
ハーン銀行 (Khan Bank LLC)	百万トゥグルグ 191,219	% 49.8 (8.8)	銀行業
ソリッド銀行 (JSC Solid Bank)	百万ルーブル 1,877	% 46.8	銀行業

(注) 出資比率の () 内は、間接出資比率であります。

7 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、銀行関連事業、リユース事業及びその他事業を行っており、各事業の内容は以下のとおりであります。

（1）銀行関連事業

預金、貸付、為替取引、送金、資金決済等の業務を行っております。

（2）リユース事業

ブランド物のアパレル、アクセサリー、時計、宝飾品、貴金属などのリユース品の買取卸売や小売業務を行っております。

（3）その他事業

投資業務、M&A仲介・コンサルティング業務等を行っております。

8 主要な営業所の状況（2025年3月31日現在）

（1）当社：東京都港区

（2）主な国内子会社

株式会社STAYGOLD

（本店：東京都渋谷区 他支店等45店舗）

（3）主な海外の子会社

キルギスコメルツ銀行（OJSC Kyrgyzkommertsbank）

（本店：キルギス共和国ビシュケク 他支店3店舗）

9 従業員の状況（2025年3月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
銀 行 関 連 事 業	198 (―)名	△14 (―)名
リ ュ ー ス 事 業	385 (76)	72 (9)
そ の 他 事 業	5 (―)	― (―)
合 計	588 (76)	58 (9)

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（2）当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
5名	一名	48.0歳	11.2年

（注）従業員数は就業員数を記載しております。

10 主要な借入先（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借 入 金 残 高
借入金	
Ministry of Finance of the Kyrgyz Republic	409
Russian-Kyrgyz Development Fund	308
株 式 会 社 高 知 銀 行	152
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	98

（注）企業集団の主要な借入先であります。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 発行可能株式総数 | 149,000,000株 |
| 2 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 40,953,500株 |
| 3 株主数 | 2,525名 |
| 4 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ウ プ シ ロ ン 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	12,686千株	42.2%
株 式 会 社 S B I 証 券	2,075	6.9
松 井 証 券 株 式 会 社	2,060	6.8
川 村 洋 一	2,006	6.7
株 式 会 社 D M M. c o m 証 券	1,993	6.6
澤 田 秀 雄	1,000	3.3
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	552	1.8
樋 口 良 平	523	1.7
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	461	1.5
野 村 證 券 株 式 会 社	443	1.5

（注） 1. 当社は自己株式を10,857,411株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- 2 当事業年度中の新株予約権交付の状況
該当事項はありません。

IV. 会社役員の状況

1 取締役及び監査役の状況等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	原 田 泰 成	ハーン銀行 (Khan Bank LLC) 取締役 キルギスコメルツ銀行 (OJSC Kyrgyzkommertsbank) 取締役 ソリッド銀行 (JSC Solid Bank) 取締役 H.S. International (Asia) Limited 取締役
取 締 役	松 村 恭 也	(株)エイチ・アイ・エス デザイン アンド プラス 監査役 ソリッド銀行 (JSC Solid Bank) 取締役
取 締 役	村 井 希 有 子	META Capital(株) 取締役 (株)STAYGOLD 監査役
取 締 役	服 部 純 一	(株)和陽 代表取締役 (株)WAYO-EARTH 代表取締役 ジャパンデータコム(株) 代表取締役
取 締 役	石 井 喜 三 郎	(株)丸杉 顧問 ハーン銀行 (Khan Bank LLC) 取締役 (公財)都市計画協会 会長 (公財)自転車駐車場整備センター 顧問 TSUCHIYA(株) シニアアドバイザー
取 締 役	税 所 篤	META Capital(株) 代表取締役 (株)STAYGOLD 取締役 HS FINANCIAL Pte. Ltd. 取締役
常 勤 監 査 役	櫻 井 幸 男	
監 査 役	植 村 亮 仁	植村亮仁公認会計士事務所 所長 (株)ビジョナリー 社外監査役 (株)ピアズ 常勤監査役 ユケン工業(株) 社外取締役 ROSELABO(株) 社外監査役 (株)ネクストワン 社外監査役 (株)STAYGOLD 監査役
監 査 役	高 木 澄 典	スタートアップ税理士事務所 代表税理士 (株)ビッグナレッジ会計社 代表取締役社長 スタートアップアドバイザー(株) 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役服部純一氏、石井喜三郎氏及び税所篤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役櫻井幸男氏、植村亮仁氏及び高木澄典氏は、社外監査役であります。
3. 監査役植村亮仁氏は公認会計士の資格を有しており、また、高木澄典氏は税理士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役石井喜三郎氏、監査役櫻井幸男氏、植村亮仁氏及び高木澄典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役服部純一氏、石井喜三郎氏及び税所篤氏、社外監査役櫻井幸男氏、植村亮仁氏及び高木澄典氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び日本国内に存在する当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、保険期間中（2025年2月10日から2026年2月10日）に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害（損害賠償金・争訟費用）を填補することとしています。

なお、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外となっております。

4 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	97 (12)	97 (12)	— (—)	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	13 (13)	13 (13)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	111 (25)	111 (25)	— (—)	9 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。
3. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬総額は13百万円です。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1990年6月19日開催の第33回定時株主総会において月額25百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分は含みません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は19名であります。

また、監査役の報酬限度額は、1987年12月4日開催の臨時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議しており、その内容は次のとおりであります。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬及び報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭報酬となる固定報酬のみで構成されております。また、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責、在任年数などに応じて他社水準、当社の各期の業績も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

b. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の報酬は、役員としての責務や位等を総合的に勘案し決定される毎月の金銭固定報酬であります。

c. 報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬額については、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で、取締役会決議に基づき、代表取締役社長原田泰成がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬たる固定金銭報酬の額とします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職責・職務等の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

5 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役服部純一氏は、㈱和陽及びその子会社㈱WAY0-EARTHの代表取締役、ジャパンデータコム㈱の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役石井喜三郎氏は、㈱丸杉の顧問、(公財)都市計画協会の会長、(公財)自転車駐車場整備センターの顧問、TSUCHIYA㈱のシニアアドバイザーであります。当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。また、当社子会社のハーン銀行の取締役であります。

社外取締役税所篤氏は、META Capital㈱の代表取締役であります。META Capital㈱は、当社のその他の関係会社であるウブシロン投資事業有限責任組合の業務執行組合員であります。また、当社子会社の㈱STAYGOLD、HS FINANCIAL Pte. Ltd.の取締役であります。

社外監査役植村亮仁氏は、植村亮仁公認会計士事務所の所長、㈱ビジョナリーの社外監査役、㈱ピアズの常勤監査役、ユケン工業㈱の社外取締役、ROSELABO㈱の社外監査役、㈱ネクストワンの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。また、当社子会社の㈱STAYGOLDの監査役であります。

社外監査役高木澄典氏は、スタートアップ税理士事務所の代表税理士、㈱ビッグナレッジ会計社の代表取締役社長、スタートアップアドバイザー㈱の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況
取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	服 部 純 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、企業経営者としての豊富な経験を活かし、当社グループの業務執行から離れた客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜発言を行っています。
取 締 役	石 井 喜三郎	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、長年にわたり国土交通省において要職を歴任し、海外での特命全權大使や民間企業の顧問も務めてきたことによる幅広い知見を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から適宜発言を行っています。
取 締 役	税 所 篤	当事業年度開催の取締役会13回のうち8回に出席し、国際的な投融資事業における豊富な経験・知見を活かし、取締役会の実効性が高まるよう適宜発言を行っています。
監 査 役	櫻 井 幸 男	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席しております。長年にわたる金融業界における豊富な経験・知識を活かし、また、子会社の監査役等との協議を通じて子会社各社の経営上・事業上の課題やリスク等を把握したうえで、常勤監査役として当社の経営や職務執行の監査監督、適宜発言を行っています。
監 査 役	植 村 亮 仁	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的な知見を活かし、財務・会計・税務分野を中心とした企業の健全性・適正性からの視点で適宜発言を行っています。
監 査 役	高 木 澄 典	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、主に税理士としての専門的な知見を活かし、財務・会計・税務分野を中心とした企業の健全性・適正性からの視点で適宜発言を行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が5回ありました。

V. 会計監査人に関する事項

1 名称

有限責任中部総合監査法人

2 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、キルギスコメルツ銀行 (OJSC Kyrgyzkommertsbank) については、有限責任中部総合監査法人以外の監査法人により会計監査を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法や公認会計士法等の法規に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質など、会計監査人の再任の適否について毎期検証いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定 2015年4月28日)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

原則として月1回、又は必要に応じて臨時に開催される取締役会において、取締役は相互の職務執行状況について、法令及び定款への適合性を確認しております。また、監査役は取締役会に出席するとともに、監査計画に基づいて取締役の職務執行状況を監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役がその職務権限に基づいて決裁した稟議書等の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令や「文書取扱規則」、「稟議規程」等に基づき、定められた期間保存しております。また、取締役又は監査役、会計監査人からの閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧、謄写等が可能となる状態にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に対する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築しております。また、取締役及び業務部は、当社グループの事業に係るリスクの把握及び管理に努め、当該リスクの管理状況を適宜、取締役会に報告いたします。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置し、情報連絡チームや外部アドバイザーチーム等を組織し、迅速な対応により損害の拡大を抑え、これを最小限に止める体制を整備します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則として月1回、及び必要に応じて臨時に開催し、法定事項その他経営に関する重要事項について審議、決定し、業務執行状況の監督を行います。なお、取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則において付議基準を定めております。また、社内規程等により職務分掌、権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人への経営理念の浸透、定着に努めるとともに、各種決裁制度、社内規程等を備え、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、担当役員が使用人の職務執行状況についての管理・監督を行います。さらに、法令違反の疑義のある行為を発見した場合に速やかに通報・相談する窓口を社内及び社外に設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保した内部通報制度を定めております。

(6) 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 業務部を関係会社管理における主管部署とし、「関係会社管理規程」に基づいて関係会社を管理する体制を整備しております。
- ② 関係会社の業務状況は、原則として月1回、担当役員より取締役会に報告することとし、必要に応じて関係会社の役員からヒアリングを行うこととしております。
- ③ 主要な関係会社には取締役又は監査役を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行状況を監視・監督するほか、当該関係会社の業務執行状況を監査するなどして、その業務の適正を確保できる体制を構築いたします。
- ④ 関係会社の意思決定、職務分掌、権限及び責任について、社内規程等により明確化を図るとともに、関係会社の規模や事業内容等を勘案の上、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制が構築されるよう、必要に応じて監督・指導を行います。
- ⑤ 関係会社が規程等に基づいて実施するリスク管理について、当社もその評価を行うとともに、関係会社において法令規制及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生又は発覚した場合、速やかに当社に報告する体制を構築いたします。
- ⑥ 関係会社が設置した内部通報制度の窓口にて、法令違反の疑義のある行為の発見等の通報があった場合、当該関係会社は速やかに当社に報告するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保しております。
- ⑦ 監査役は、コンプライアンス部、会計監査人と連携し、関係会社の監査を実効的かつ適正に行うこととしております。
- ⑧ 外国の関係会社については、当該国における法令規制等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制といたします。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとします。

- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとします。また、当該使用人に関する人事及びその変更については、監査役の事前の同意を要するものとし、取締役からの独立性を確保しております。

- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとします。また、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めるほか、重要な決議書類等の閲覧をすることができるとしております。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保した体制としております。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務を当社に請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- (11) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。この他、監査役は管理担当役員並びに関係会社各社の監査役と情報交換に努め、会計監査人とは適宜面談を持ち、協議を重ねるなどして、連携して当社及び関係会社各社の監査の実効性を確保するものとします。

(12) 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力に対しては、以下のとおり毅然とした態度で臨みます。

- ① 経営トップが反社会的勢力排除の基本方針を社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行います。
- ② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。
- ③ 契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入します。
- ④ 可能な限り、自社株の売買状況を確認します。
- ⑤ 取引先の審査や株主の属性判断等を行うとともに、情報を集約したデータベースを構築し、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新します。
- ⑥ 平素から外部専門機関との連絡を密に行うとともに、各種の暴力団排除活動に参加します。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保します。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社及び関係会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、担当部署であるコンプライアンス部がモニタリングし、改善を進めております。

(2) 取締役の職務執行について

取締役会は、社外取締役3名を含む6名で構成され、また、社外監査役3名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度では取締役会を13回、取締役会決議があったものとみなす書面決議を5回実施しました。取締役会では、法定事項その他経営に関する重要事項の審議及び決定並びに業務執行状況の監督等を行っており、活発な意見交換がなされました。

また、関係会社の役員等を兼任する取締役は、当該関係会社の業務状況を定例の取締役会にて報告するとともに、必要に応じて当該関係会社への監督・指導を積極的に行っております。

(3) 監査役の職務執行について

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役3名で構成され、当事業年度では13回実施しました。監査役会では、監査方針及び監査計画の審議及び決定を行うとともに、活発な意見交換がなされました。

また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行っております。さらに、代表取締役との定期的な会合、当社及び関係会社の役職員等へのヒアリング、内部監査部門及び会計監査人との連携等を行っており、監査の実効性の向上を図りました。

(4) リスク管理及びコンプライアンスについて

「リスク管理規程」に基づき、事業に係るリスクの把握及び管理に努めており、当社及び関係会社におけるリスクの状況は定例の取締役会において報告されております。

また、当社ではコンプライアンスの実効性の向上を図るため、社内通報制度を設けております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	36,400	流 動 負 債	12,485
現 金 及 び 預 金	17,792	預 り 金	25
有 価 証 券	261	預 金	10,241
貸 出 金	6,551	1年内返済予定の長期借入金	79
売 掛 金	479	未 払 法 人 税 等	857
棚 卸 資 産	2,345	賞 与 引 当 金	75
そ の 他	10,243	そ の 他	1,206
貸 倒 引 当 金	△1,273	固 定 負 債	16,147
固 定 資 産	78,933	長 期 借 入 金	1,235
有 形 固 定 資 産	2,924	繰 延 税 金 負 債	14,666
建物及び構築物（純額）	1,040	役員退職慰労引当金	4
器具及び備品（純額）	523	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5
土 地	1,297	そ の 他	235
リ ー ス 資 産（純額）	58	負 債 合 計	28,633
建 設 仮 勘 定	3	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	12,012	株 主 資 本	88,303
ソ フ ト ウ ェ ア	49	資 本 金	12,223
の れ ん	1,798	資 本 剰 余 金	3,704
マーケティング関連資産	10,127	利 益 剰 余 金	85,397
そ の 他	37	自 己 株 式	△13,021
投 資 そ の 他 の 資 産	63,996	その他の包括利益累計額	△1,929
投 資 有 価 証 券	4,567	その他有価証券評価差額金	342
関 係 会 社 株 式	57,363	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△16
長 期 貸 付 金	1,482	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,255
繰 延 税 金 資 産	173	非支配株主持分	327
そ の 他	414	純 資 産 合 計	86,701
貸 倒 引 当 金	△4	負 債 ・ 純 資 産 合 計	115,334
資 産 合 計	115,334		

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営業 銀行業務 金融収益 高 金 融 費 上 用 銀 行 業務 金融費用 売 上 原 価 純 営 業 収 益	銀行業務金融収益高	2,908	37,766
	金融費用	34,857	
	銀行業務金融費用	1,717	1,717
	売上原価純営業収益		27,038
			9,009
営業 販売費及び一般管理費 給仕 与 告 宣 傳 修 繕 償 却 減 価 倒 引 当 金 繰 上 入 れ そ の 他	販売費及び一般管理費	1,742	10,116
	給仕	2,519	
	与	34	
	告	898	
	宣	652	
	傳	106	
	繕	4,162	
	償		
	却		
	減価倒引当金繰上入れその他の		
営業損失			1,106
営業 受取利息及び配当金 持分法による投資利益 他 営業外費用 支払利息 貸倒引当金繰上入額 投資除事業組合運用損 控除対象外消費税 その他	受取利息及び配当金	410	16,333
	持分法による投資利益	15,447	
	他	23	
	営業外費用	451	
	支払利息	8	
	貸倒引当金繰上入額	21	
	投資除事業組合運用損	10	
	控除対象外消費税	25	
	その他	37	
			104
経常利益			15,122
特別 投資有価証券売却益 特別 投資有価証券評価損 減損 本社移転費用	特別投資有価証券売却益	79	79
	特別投資有価証券評価損	15	
	減損	212	277
	本社移転費用	49	
税金等調整前当期純利益			14,925
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	法人税、住民税及び事業税	2,153	3,106
	法人税等調整額	953	
当期純利益			11,818
当非支配株主に帰属する当期純損失			282
親会社株主に帰属する当期純利益			12,100

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,223	3,704	73,597	△13,021	76,503
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△300		△300
親会社株主に帰属 する当期純利益			12,100		12,100
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	11,799	△0	11,799
当 期 末 残 高	12,223	3,704	85,397	△13,021	88,303

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,523	△51	△6,103	△4,631	544	72,416
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				－		△300
親会社株主に帰属 する当期純利益				－		12,100
自 己 株 式 の 取 得				－		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,180	35	3,847	2,702	△217	2,485
当 期 変 動 額 合 計	△1,180	35	3,847	2,702	△217	14,284
当 期 末 残 高	342	△16	△2,255	△1,929	327	86,701

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称 H.S. International (Asia) Limited
キルギスコメルツ銀行 (OJSC Kyrgyzkommertsbank)
株式会社STAYGOLD
HS FINANCIAL PTE. LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 H.S. Planning (HK) Limited
Asia Business Support Service Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 2 社

関連会社の名称 ソリッド銀行 (JSC Solid Bank)
ハーン銀行 (Khan Bank LLC)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

主要な会社等の名称 H.S. Planning (HK) Limited
Asia Business Support Service Limited
B&B construction LLC

持分法を適用しない理由

持分法非適用子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、H.S. International (Asia) Limited、キルギスコメルツ銀行 (OJSC Kyrgyzkommertsbank) 及びHS FINANCIAL PTE. LTD. の決算日は12月31日であり、株式会社STAYGOLDの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法により行っております。

その他有価証券

市場価格のある有価証券については決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用し、市場価格のない有価証券については移動平均法による原価法又は償却原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4～39年
器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（4年～10年）に基づき、またマーケティング関連資産については20年、商標権については10年で償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………「銀行関連事業」に区分される在外子会社の貸倒引当金は、IFRS第9号「金融商品」において規定される予想信用損失モデルを適用し計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金……………当社役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 銀行関連事業

当社グループでは、幅広い金融サービスを顧客に対して提供しており、主な手数料収入はカード手数料及びモバイルサービス手数料であります。これらの収益は履行義務が完了した時点で認識されます。

② リユース事業

当社グループは、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っており、商品の販売については、当社が開催するオークション、店舗販売及びECサイトを通じて行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 当社と在外連結子会社の会計処理基準の差異の概要

当社は「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成30年9月14日改正）を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

6. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん及びその他の無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表において、株式会社STAYGOLD（以下STAYGOLD社）との企業結合取引により取得したのれん及びその他の無形固定資産の金額は、以下のとおりです。

のれん	1,798百万円
マーケティング関連資産	10,127百万円

(2) 算出方法

のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。マーケティング関連資産は、STAYGOLD社が市場で築いてきたブランド等によりもたらされることが期待される超過収益力であり、将来の事業計画を基礎として、同資産の陳腐化等を勘案して算定しております。資産の金額算定については外部専門家を関与させております。

これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。

なお、当該のれん及びマーケティング関連資産を含む資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行うこととしております。

(3) 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額算定の基礎となるSTAYGOLD社の事業計画は、主に同社の将来の需要動向や売上予測等の見積りが含まれており、これらの見積りには、今後の施策によりネット型リユース事業における買取数量が拡大する等の仮定を置いております。マーケティング関連資産の金額算定の基礎となる陳腐化の見積りにつき、時の経過に従い一定割合で陳腐化率が増加する仮定を置いております。

(4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の仮定について、将来の経営環境の変化等により、実績値が計画から大きく乖離した場合、のれん、マーケティング関連資産の減損損失を計上する可能性があります。

Ⅲ. 追加情報

(モンゴル銀行法の改正に伴う当社グループの財政状態及び経営成績に及ぼす影響)

2021年1月29日、モンゴル国議会において、銀行法の改正に関する法案（英語法案名「Draft Law on Amendment to the Banking Law」）及び銀行法改正法の遵守に関する規制法案（英語法案名「Draft Law on Regulation for Complying with the Law on Amendment to the Banking Law」）が承認可決され、2021年2月25日に施行されました。

銀行法の改正に関する法案は、銀行の株式の集中を減らし、銀行監督の独立性を高めることを主な目的として、1人の株主である個人及び法人は、単独で、又は関連当事者とともに、銀行の発行済株式総数の20%を超えて、銀行の株式を保有することが禁止されるというものです。また、銀行法改正法の遵守に関する規制法案では、既存の銀行に対して、2023年12月31日までに1人の株主の株式を20%以内に維持するという要件を満たすものとされましたが、その要件を満たすための期限を2026年12月末まで延長するための改正法案がモンゴル国議会に提出され、2024年6月5日、本改正法案が承認可決されております。

上記の対応のため、ハーン銀行は、前連結会計年度において、発行済株式の10%を新株発行し、モンゴル証券取引所へ上場しました。この結果、連結子会社であったハーン銀行は、株式保

有割合が低下したことに伴い、持分法適用関連会社となりました。今後、さらに当社の議決権比率が減少し、当連結会計年度以降の当社グループの財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 780百万円

2. 保証債務等

キルギスコメルツ銀行（OJSC Kyrgyzkommertsbank）にて、営業保証業務を行っております。当該業務における保証債務残高は次のとおりであります。

債務保証 696百万円

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る貸出未実行残高（貸手側） 683百万円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 の株式数（株）
普通株式	40,953,500	—	—	40,953,500

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300百万円	10円	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	300百万円	10円	2025年3月31日	2025年6月27日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、海外での銀行業等の投資及び金融サービスを行っております。これらの事業を行うため、主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関等からの借入れによっております。

これらの事業の資金運用については、短期的な預金等と投資有価証券としており、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

海外での銀行業務では、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金等による資金調達及び貸出金や有価証券等による資金運用を行っております。このように金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に事業資金に充てるための現金及び預金、海外での取引先及び個人に対する銀行業務での貸出金であります。

銀行業務での貸出金は、貸出先の信用リスク及び金利リスクに晒されております。この信用リスクによって生じる信用コストが増加する要因としては、不良債権の増加、特定業種の環境悪化等があげられます。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っています。これらの資金調達手段は、当社グループの財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲内にとどめるために、各事業ごとにリスクを適切に識別、分析及び評価したうえで、①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスク等の各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	2,885	2,885	－
その他有価証券（※1）	2,885	2,885	－
(2) 関係会社株式	54,861	52,793	△2,068
(3) 貸出金	6,551		
貸倒引当金（※2）	△447		
貸倒引当金控除後	6,104	6,104	－
(4) 関係会社長期貸付金	1,482	1,051	△431
資 産 計	65,334	62,834	△2,499
(1) 預金	10,241	10,241	－
(2) 1年内返済予定の長期借入金	79	83	4
(3) 長期借入金	1,235	1,220	△14
負 債 計	11,556	11,546	△10
デリバティブ取引（※3）	4	4	－

（※1）その他有価証券の中には、在外子会社がIFRS第9号（金融商品）に基づき償却原価で評価した債券（連結貸借対照表計上額1,145百万円、時価1,145百万円）が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）「現金及び預金」、「売掛金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,130百万円であります。

（注3）市場価格のない株式等及び投資組合出資金は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」及び「(2) 関係会社株式」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	812
投資組合出資金（＊）	1,130
関係会社株式	2,502

（＊）投資組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	1,740	1,145	—	2,885
貸出金（※1）	—	6,104	—	6,104
デリバティブ取引	—	4	—	4
資産計	1,740	7,254	—	8,994
預金	—	10,241	—	10,241
1年内返済予定の長期借入金	—	13	—	13
長期借入金	—	915	—	915
負債計	—	11,170	—	11,170

（※1）在外子会社がIFRS第9号（金融商品）に基づき公正価値で評価した貸出金であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社株式	52,793	—	—	52,793
長期貸付金	—	1,051	—	1,051
資産計	52,793	1,051	—	53,844
1年内返済予定の長期借入金	—	70	—	70
長期借入金	—	305	—	305
負債計	—	376	—	376

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。これらは活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で劣後債は、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。これらは活発な市場における相場価格とは認められないため、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

1年以内返済予定の長期借入金及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	銀行関連事業	リユース事業	その他事業	計
カード業務	397	—	—	397
為替業務	571	—	—	571
決済・送金業務	153	—	—	153
ドキュメンタリー業務	20	—	—	20
現金業務	74	—	—	74
物品の販売	—	34,845	—	34,845
その他の業務	7	—	11	19
顧客との契約から生じる収益	1,225	34,845	11	36,083
その他の収益	1,683	—	—	1,683
外部顧客への売上高	2,908	34,845	11	37,766

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,869円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 402円07銭 |

IX. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による子会社化)

当社は、2025年4月14日開催の取締役会決議において、時計・ブランド品・貴金属品の輸出輸入・買取販売を行う株式会社PRICING DATA（以下「PD社」といいます。）の株式を取得し、同社を連結子会社とする旨の決議を行いました。また、同日付で同社の株式を取得し、子会社化いたしました。

(1) 目的

当社の連結子会社である株式会社STAYGOLD（以下「SG社」と）とPD社は、相互の強みを最大化するために、事業運営のノウハウを共有することにより、シナジー効果が見込めると判断し、業務提携契約を締結いたしました。

その後、SG社の代表者である柏村淳司氏がPD社の代表者を兼務し業務提携を進めてまいりましたが、その過程において、より効果的なシナジーを早期に生み出し、リユース事業ひいては当社グループの企業価値向上のためには、両社の経営統合が必要不可欠と判断し、PD社の株式取得を決定いたしました。

(2) 株式取得の相手の名前

ファイ投資事業有限責任組合

(3) 株式取得する会社の概要

名称：	株式会社PRICING DATA
所在地：	東京都品川区東品川二丁目3番14号 シーフォートスクエア 東京フロントテラス17階
代表者の役職・氏名：	代表取締役 柏村 淳司
事業内容：	時計・ブランド品・貴金属品の輸出輸入・買取販売
資本金：	100百万円
設立年月日：	2004年9月1日

(4) 株式取得の時期

2025年4月14日

(5) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数：	350,000株
取得価額：	3,500百万円
取得後の持分比率：	100%

(6) 支払資金の調達及び支払方法

当社グループの手元資金に基づき、取得の対価を現金で支払いました。

(7) 今後の見通し

本株式取得の結果、PD社は2026年3月期第1四半期末より当社の連結子会社となる見込みです。そのため、同社の業績（損益計算書）は第2四半期より連結されることとなります。また、今後、本株式取得について開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

X. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,145	流 動 負 債	720
現 金 及 び 預 金	12,123	未 払 金	74
短 期 貸 付 金	10,605	未 払 費 用	1
そ の 他	458	未 払 法 人 税 等	632
貸 倒 引 当 金	△42	預 り 金	3
固 定 資 産	24,710	賞 与 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	1,726	そ の 他	7
建 物 及 び 構 築 物	574	固 定 負 債	179
器 具 及 び 備 品	1	退 職 給 付 引 当 金	5
土 地	1,150	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
無 形 固 定 資 産	0	繰 延 税 金 負 債	168
そ の 他	0	そ の 他	1
投 資 そ の 他 の 資 産	22,984	負 債 合 計	900
投 資 有 価 証 券	3,684	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	17,336	株 主 資 本	46,726
長 期 貸 付 金	1,956	資 本 金	12,223
長 期 差 入 保 証 金	5	資 本 剰 余 金	7,818
そ の 他	6	資 本 準 備 金	7,818
貸 倒 引 当 金	△4	利 益 剰 余 金	38,977
		そ の 他 利 益 剰 余 金	38,977
		繰 越 利 益 剰 余 金	38,977
		自 己 株 式	△12,292
		評価・換算差額等	229
		その他有価証券評価差額金	229
		純 資 産 合 計	46,956
資 産 合 計	47,856	負債・純資産合計	47,856

損益計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	5,952	
役 務 収 益	12	5,965
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
役 員 報 酬	88	
支 払 報 酬	216	
租 税 公 課	140	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	32	
そ の 他	128	605
営 業 利 益		5,359
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	573	
為 替 差 益	23	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	405	
そ の 他	9	1,011
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 損 失	10	
控 除 対 象 外 消 費 税	25	
そ の 他	2	39
経 常 利 益		6,332
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	79	79
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	15	15
税 引 前 当 期 純 利 益		6,396
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,639	
法 人 税 等 調 整 額	△148	1,491
当 期 純 利 益		4,905

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	12,223	7,818	7,818	34,373	34,373	△12,292	42,122
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△300	△300		△300
当 期 純 利 益				4,905	4,905		4,905
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	－	－	－	4,604	4,604	△0	4,604
当 期 末 残 高	12,223	7,818	7,818	38,977	38,977	△12,292	46,726

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,477	1,477	43,600
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		－	△300
当 期 純 利 益		－	4,905
自己株式の取得		－	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,248	△1,248	△1,248
当期変動額合計	△1,248	△1,248	3,356
当 期 末 残 高	229	229	46,956

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のある有価証券については、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額については全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用し、市場価格のない有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～39年
器具及び備品	5～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支払に備えるため、会社所定の計算方法による支給見込額の当期負担額を計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 |
| (4) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。 |

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は子会社及び関連会社に取り締役を派遣し、経営管理を行う対価として経営管理料を収受しております。当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

II. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価（株式会社STAYGOLD）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 13,142百万円

（2）識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式について、超過収益力を反映した実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画を基礎として超過収益力を見積もっており、当該事業計画における重要な仮定の内容については、連結計算書類「（会計上の見積りに関する注記）」に記載のとおりであります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	6,177百万円
長期金銭債権	1,956百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	5,966百万円
営業取引以外の取引高	406百万円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	10,857,318	93	—	10,857,411

注：普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り93株による増加分であります。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	44百万円
子会社株式	166
投資有価証券評価損	26
長期貸付金に係る為替差損	71
その他有価証券評価差額金	37
その他	27
繰延税金資産小計	373
評価性引当額	△326
繰延税金資産合計	47
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	155
長期貸付金に係る為替差益	60
繰延税金負債合計	215
繰延税金負債の純額	168

VII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株 式 会 社 STAYGOLD	90	リユース 事業	直接所有 100	兼任 3名	—	受取利息	60	短 期 貸 付 金	3,000
	キルギスコ メルツ銀行 (OJSC Kyrgyzkommer tsbank)	1,000 百万ソム	銀 行 業	直接所有 52.9	兼任 2名	—	受取利息	19	—	
							資金の貸付	55	長 期 貸 付 金	473
関連 会社	ハーン銀行 (Khan Bank LLC)	191,219 百万トゥグルグ	銀 行 業	直接所有 40.99 間接所有 8.78	兼任 2名	—	受取利息	141	長 期 貸 付 金	1,495
	ソリッド銀行 (JSC Solid Bank)	1,877 百万ルーブル	銀 行 業	直接所有 46.80	兼任 2名	—	受取利息	101	長 期 貸 付 金	1,482

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は1年～5年、期限一括返済としております。ただし、キルギスコメルツ銀行及びソリッド銀行への貸付金の一部については、資本増強のため返済期限を定めておりません。
- (2) 上記の取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. その他の関係会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係会社	シグマ投資 事業有限責任組合	—	投資ファンド 事業	(被所有) 直接42.2 (注1)	無限責任組合 員の兼任 (注1)	受取利息	39	短 期 貸 付 金	2,000

(注1) 当社の議決権の42.2%を保有するウブシロン投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるMeta Capital株式会社はシグマ投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引条件及び取引条件の決定については、シグマ投資事業有限責任組合と特別な利害関係を有する村井希有子氏及び税所篤氏を除いた取締役のみで審議、検討した取締役会の承認に基づき決定しております。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	税所 篤	—	当社取締役 株式会社マ ーキス代表取締役	—	—	不動産仲介 手数料の支払	21	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 仲介手数料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。なお、取引条件及び取引条件の決定については、特別な利害関係を有する税所篤氏を除いた取締役のみで審議、検討した取締役会の承認に基づき決定しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,560円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 162円98銭 |

X. 重要な後発事象に関する注記

当社の持分法適用関連会社であるハーン銀行 (Khan Bank LLC) は2025年4月24日に開催した定時株主総会において2024年12月31日を基準日とする剰余金の配当を行う議案を決議し、モンゴル中央銀行にその承認を申請していましたが、2025年4月25日にモンゴル中央銀行の承認が得られました。

これにより、当社は2026年3月期において、営業収益に関係会社受取配当金7,209百万円を計上する予定です。

(注) 日本円への換算レートは、2025年4月25日時点の為替レートである1円=24.88トゥグルグを使用しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

HSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智 大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 谷 晃 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、HSホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的猜疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合は、その内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

HSホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任中部総合監査法人
愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 早稲田 智 大
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 谷 晃 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HSホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的猜疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合は、その内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任中部総合監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任中部総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

HSホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 櫻井 幸男 ㊞
監査役 植村 亮仁 ㊞
監査役 高木 澄典 ㊞

(注) 監査役 櫻井幸男、植村亮仁及び高木澄典は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【会社提案（第1号議案から第3号議案まで）】

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績に対応した利益還元を行うことを基本方針としておりますが、今後の事業展開と経営体質の強化、財務内容の充実を図るために必要な内部留保を確保しつつ、每期、安定した配当を継続していく方針であります。

当期の配当につきましては、国内消費投資の停滞、ロシア・ウクライナ問題などの地政学的リスクや中国経済の失速などに起因する国内外経済の悪化に対する備え、今後の事業展開に備えた財務内容の充実などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 10円

総額 300,960,890円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	はら だ やす なり 原 田 泰 成 (1967年7月16日生)	1992年4月 (株)日本興業銀行 2001年8月 モルガン・スタンレー証券会社東京支店（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)）ヴァイスプレジデント 2004年2月 BNPパリバ証券会社東京支店（現BNPパリバ証券(株)）エグゼクティブディレクター 2008年7月 (株)ルネッサンスキャピタルグループ（BNPパリバ証券会社子会社）常務執行役員 2013年2月 ソシエテ・ジェネラル証券会社東京支店（現ソシエテ・ジェネラル証券(株)）マネージングディレクター 金融法人部 部長 2021年7月 日本旗艦キャピタル(株) パートナー 2021年12月 日本旗艦キャピタル(株) 顧問 2021年12月 当社 代表取締役社長（現任） 2021年12月 H.S. International (Asia) Limited 取締役（現任） 2022年3月 OJSC Kyrgyzkommertsbank 取締役（現任） 2022年6月 JSC Solid Bank 取締役（現任） 2022年10月 Khan Bank LLC 取締役（現任）	一株
2	まつ むら たか や 松 村 恭 也 (1971年6月17日生)	2003年4月 (株)ガリバーインターナショナル（現(株)IDOM） 2015年7月 当社 財務部長 2016年6月 エイチ・エス・アシスト(株) 取締役 2017年6月 (株)国連社（現(株)エイチ・アイ・エス デザインアンド プラス） 監査役（現任） 2018年6月 (株)外為どっとコム 監査役 2019年6月 iXIT(株) 監査役 2020年3月 当社 執行役員 2020年6月 エイチ・エス証券(株) 取締役 2020年6月 JSC Solid Bank 取締役（現任） 2020年6月 当社 取締役（現任）	一株
3	むら い きょう こ 村 井 希 有子 (1981年3月4日生)	2004年4月 (株)高島屋 2012年3月 META Capital(株) ディレクター 2021年12月 当社 取締役（現任） 2022年6月 META Capital(株) 取締役（現任） 2022年9月 (株)STAYGOLD 監査役（現任）	一株
4	はっ とり じゅん いち 服 部 純 一 (1951年4月28日生)	1987年10月 (株)和陽 代表取締役（現任） 1998年6月 セイコーインスツルメンツ(株)（現セイコーインスツル(株)）代表取締役 2001年6月 (株)WAYO-EARTH 代表取締役（現任） 2017年7月 ジャパンデータコム(株) 代表取締役（現任） 2021年12月 当社 社外取締役（現任）	一株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
5	い し い き ぶ ろ う 石 井 喜 三 郎 (1955年6月11日生)	1979年4月 建設省（現：国土交通省）入省 2007年7月 国土交通大臣 官房審議官（都市・地域整備局） 2009年7月 独立行政法人都市再生機構 理事 2013年7月 国土交通省都市局長 2014年7月 国土交通審議官 2015年9月 在ルーマニア日本国特命全権大使 2019年2月 三井住友海上火災保険株式会社 顧問 2019年4月 (株)丸杉 顧問（現任） 2019年6月 (公財)自転車駐車場整備センター 理事長 2022年6月 当社 社外取締役（現任） 2022年10月 Khan Bank LLC 取締役（現任） 2023年6月 (公財)都市計画協会 会長（現任） 2023年7月 (公財)自転車駐車場整備センター 顧問（現任） 2023年7月 TSUCHIYA(株) シニアアドバイザー（現任）	一株
6	さい し ょ あ つ し 税 所 篤 (1975年11月18日生)	2002年4月 クレディ・スイス・ファーストポストン証券会社東京支店（現クレディ・スイス証券(株)） 2005年10月 パークレイズ・キャピタル証券(株)（現パークレイズ証券(株)） 2006年5月 BNPパリバ証券会社東京支店（現BNPパリバ証券(株)） 2008年10月 META Capital(株) 代表取締役（現任） 2021年12月 当社 社外取締役（現任） 2022年9月 (株)STAYGOLD 取締役（現任） 2024年12月 HS FINANCIAL Pte. Ltd. 取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 服部純一氏、石井喜三郎氏及び税所篤氏は社外取締役候補者であります。
3. 服部純一氏、石井喜三郎氏及び税所篤氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって服部純一氏及び税所篤氏が3年6ヶ月、石井喜三郎氏が3年となります。
4. 服部純一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、経営者としての豊富な経験を有しており、その経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、積極的な助言や有益なご意見を頂けることを期待できると判断したためであります。
5. 石井喜三郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年にわたり建設省（現：国土交通省）において要職を歴任し、退任後も特命全権大使や民間企業の顧問を務めるなど、幅広い知識や経験を有しており、その知識・経験を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、積極的な助言や有益なご意見を頂けることを期待できると判断したためであります。
6. 税所篤氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、国際的な投融資事業における豊富な経験・知見を有しており、その経験・知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、積極的な助言や有益なご意見を頂けることを期待できると判断したためであります。
7. 当社は、服部純一氏、石井喜三郎氏及び税所篤氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各候補者の再任が承認された場合には各氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 石井喜三郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「Ⅳ. 会社役員の状況 3 役員等賠

償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任中部総合監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任となりますため、新たな会計監査人としてあおい監査法人を選任するものであります。

また、監査役会があおい監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、在外子会社等を含む当社の事業規模に見合った監査対応及び監査費用の相当性、同監査法人を起用することにより新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年5月12日現在)

名 称	あおい監査法人		
主たる事業所の所在地	東京都港区赤坂3－11－15 VORT赤坂見附2階		
沿 革	2004年4月 設立		
概 要	資本金	6.1百万円	
	構成人員	代表社員	7人
		公認会計士	18人
		公認会計士（試験合格者）	1人
		その他	12人
		合計	38人

【株主提案（第4号議案から第8号議案まで）】

第4号議案から第8号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

以下の提案の内容及び提案理由は、形式的な修正を除き、当該株主様から提案された株主提案書の原文のまま記載しております。また、株主提案の詳細についてのウェブサイトも当該株主様が作成したものであります。

株主提案の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://improvehs.com/>

QRコード



第4号議案 剰余金の処分の件

〔提案の内容〕

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、268円から、第68回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2025年3月期1株当たり純資産の100分の10について1円単位未満を切り捨てた金額が268円と異なる場合は、冒頭の268円を、2025年3月期1株当たり純資産の100分の10について1円単位未満を切り捨てた金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第68回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第68回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第68回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

[提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の100分の10、すなわち株主資本配当率Dividend on Equity（以下「DOE」といいます。）10%に相当する配当を企図しています。DOEとは、1株当たり年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。

当社の株価は、2025年4月23現在、PBR（株価純資産倍率）0.35倍と異常に低い水準で評価されています。一方で、当社のROE（自己資本利益率）は2022年3月期以降12%以上を維持しており、高い資本効率性を示しています。

理論的には、ROEが株主の期待リターン（株主資本コスト）を上回る場合、PBRは1倍以上で評価されます。ただし、この考え方は、①過去のROEの水準で得られた利益が同程度以上のリターンを生む投資に再び投入される（以下「再投資」といいます。）、又は②会社に利益を貯め込まずに株主還元を行うことを前提としています。仮にそうした投資機会に乏しかったり、リターンの低い投資を行っていたり、株主還元が不十分である場合には、たとえ高いROEを示していてもPBR1倍以上で評価されるとは限りません。

この点、当社は2024年7月8日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「ROE10%以上を安定的に維持していくことを中期的な経営目標」として掲げています。そして、業績が堅調に推移するハーン銀行からの多額の配当金を背景としてROE10%を上回る高い資本効率性を達成しています。しかし、①再投資の状況としては、議案「資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示に関する定款一部変更の件」に記載のとおり、実行済みの投資案件は資本コストの観点から妥当性の疑わしい関連当事者取引ばかりです。そして、②株主還元としては、1株配当は2022年3月期以降毎年10円に抑えられ、その期間の連結配当性向はわずか3～6%に過ぎません。このように、当社は利益の大半を自己資本として積み上げ、資本の有効活用を行っていません。

これこそが、株式市場が当社の経営目標であるROE10%に相当するリターンを株主が継続して享受できないと評価し、当社の株価がPBR0.35倍となっている原因であると考えられます。こうした状況において、DOE10%という水準で株主還元を実施することは、株主に対する最低限のリターンを充足する有効な手段であり、同時に当社の中期的な経営目標にも整合的な資本政策であると考えられます。このような取り組みを通じて、当社の株価評価をPBR1倍以上に改善し、株主価値を向上させることが期待されます。

<本議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最重要課題の一つと位置付けており、そのために、第67期有価証券報告書にも記載のとおり、業績に対応した利益還元を行うことを基本方針とし、今後の事業展開と経営体質の強化、財務内容の充実を図るために必要な内部留保を確保しつつ、毎期、安定した配当を継続していく方針を採っています。

上記のうち、内部留保の確保という点に関して、当社の業績は、当社の子会社である海外銀行3社の業績に相当程度依存するものであるところ、当該海外銀行の業績がその性質上国際情勢の影響を大きく受けるものであって、将来の見通しを立てることが必ずしも容易ではないことを踏まえますと、当社としては、安定した配当を継続するためには、国際情勢の変動による影響に備えた一定の内部留保を確保することは必要不可欠であると認識しております。また、上記に加え、将来の成長へ向けた再投資のための資金を確保する必要もございます。なお、当社が行っている再投資が、いずれも取引の必要性や条件の合理性・妥当性を十分に検討した上で行われていることは後記第6号議案の取締役会の意見に記載の通りです。

以上のとおり、当社としては、国際情勢の変動による影響に備えた一定の内部留保の確保や再投資のための資金確保の必要性と、株主の皆様への利益還元への最適なバランスを採ることが重要であると考えております。

本株主提案は、配当財産の総額がD0E10%に相当する額になることを企図したものであるとのことですが、このような提案は、上記のような、将来の国際情勢変動への備えの必要性や、今後の成長へ向けた再投資のための資金確保の必要性と、株主の皆様への利益還元との最適なバランスを考慮しない過大な配当基準と評価せざるを得ません。したがって、本株主提案は、短期的な視点に基づくものであり、財務基盤の歪みを招くおそれや、持続的成長に向けた再投資の制約になるおそれがあることから、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益の向上にはつながらないものであると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 資本コストや株価を意識した経営

(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示)

第52条 当社は、株式会社東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく最新の現状評価、方針・目標、取り組み・実施時期を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、定時株主総会開催日の10週間前から8週間前までに同取引所に提出する。

[提案の理由]

2025年4月23日現在、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を未だに公表していません。そして、議案「剰余金の処分の件」にて述べたとおり、当社のROEは10%を上回る水準を維持しているにもかかわらず、PBRは0.35倍と異常に低い水準で評価されています。そもそも当社は、中期経営計画を策定していないばかりか、業績予想や配当予想も一切開示していないため、株主が当社の今後の経営方針や資本政策を知るために必要な情報が決定的に不足しています。

当社がどのような「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を実行し、株価の評価を改善させるかについては株式会社東京証券取引所からの要請（以下「東証要請」といいます。）に基づき開示が義務付けられており、株主にとって高い関心事であると言えます。当社の株主価値向上及び株主総会における議論の活発化のため、定時株主総会における株主の権利行使期日前までに当社の最新の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を明らかにしていただきたいと存じます。また、すみやかに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を開示していただくことに期待します。

当社は東証要請を漫然と放置しており、株主を軽視する姿勢は明白であることから、少なくとも、株主の関心が高い最低限の事項については、定款の形で株主の意見を反映させることが適切と考えます。

<本議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

本株主提案は、東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に関して定款の一部変更を求めるもの

とのことです。

しかし、そもそも、定款は会社の組織及び経営の基本的事項を定めるものであり、本株主提案が求めるような個別具体的な事項を定款に定めることは適切ではありません。また、本株主提案が求めるような事項を定款に規定することは、かえって、市場環境や事業戦略の変化に機動的かつ柔軟に対応しつつ経営を行っていく上で妨げとなりかねません。

当社では、前記第4号議案の取締役会の意見に記載の事情から、当社の業績について将来の見通しを立てることが容易ではないため、現在、中期経営計画を策定しておりません。

しかしながら、当社は、コーポレートガバナンス報告書に記載のとおり、毎期初において、グループ会社ごとの業態により目標額が策定可能な場合は目標額を策定しております。また、当社グループは実質無借金経営であるため、当社グループの目標とする経営指標としては、資本の効率性を示すROE（株主資本当期純利益率）が最適と考えており、連結ベースでROE10%以上を安定的に維持していくことを中期的な経営目標としております。そして、これらの目標達成に向けた具体的な施策については、決算説明資料や決算説明会の他、日常のIR活動を通じて株主の皆様に分かりやすく説明するよう努めております。このように、当社は、資本コストや株価を意識した経営に向けた対応を既に実践しております。

当社取締役会としては、当社が資本コストや株価を意識した経営を実践しており、さらなる成長に向けた方針・目標及び取組みを行う方針であることについて株主の皆様にご理解をいただけるよう、今後、各IR活動により一層力を入れて参る所存でございます。

当社取締役会は、このように、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示については、株主の皆様から信任を受けて、必要な知見と能力を備え、適切な情報を有する取締役が、株主の皆様の開示すべき重要な事項があると判断した時点で適時適切に行うべき事柄であると考えております。本株主提案が求めるように、定款で画一的な時期を定めるよりもその時々々の事業環境や株主・投資家の皆様との対話の状況等も踏まえて、機動的・積極的に行っていくという方針の方が、開示の趣旨に合うものであり、株主共同の利益にもより資するものであると考えております。

したがって、本株主提案のように、会社の組織・運営の基本的事項を定める定款において、個別具体的な事項の開示を画一的に義務付ける必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第6号議案 資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 関連当事者取引に関する開示の特則

(資本コストを踏まえた関連当事者取引の情報開示)

第53条 当会社は、関連当事者との間で、取引内容が関係会社株式の取得、優先出資又は資金の貸付として有価証券報告書に開示される「連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引」を行う場合には、当該取引に利害関係を有しない取締役が、取引金額に対して、当会社が認識する株主資本コスト又は加重平均資本コストを乗じた金額を上回るリターンが見込まれることを検証しなければならない。その上で、当会社が当該取引を実行することを決定した場合には、当該決定から2週間以内に前記検証結果を株式会社東京証券取引所の適時開示情報伝達システム (TDnet: Timely Disclosure network) を通じて公表する。

なお、章番号と条数については、提案株主の議案「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件」が可決された場合のものを記載していることから、これが否決された場合は第9章を第8章、第53条を第52条に読み替える。

[提案の理由]

本議案は、当社筆頭株主であるアップシロン投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるMETA Capital株式会社（以下「MC社」といいます。）、MC社代表取締役兼当社取締役税所篤氏、及び当社取締役服部純一氏との取引と同類型の取引における不透明性の排除を企図しています。

まず、会社と特別な関係を有する相手と当該会社との取引のことを「関連当事者取引」といいます。こうした取引は、その性質上、会社にとって本来不要な取引を強要されたり、取引条件が不当に歪められたりする懸念があると指摘されます。

また、議案「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件」にて述べたとおり、近年、上場企業には「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」が強く求められています。そのような経営を実現するためには、あらゆる経営判断が資本コストの観点から妥当であるかどうか検証される必要があります。

この点、関連当事者取引についても、資本コストの観点から妥当性を検証することは必要不可欠であり、取引の透明性を確保することが当社の株主価値向上に

資すると考えられます。

しかしながら、当社が近年発表した投資案件は、すべてがMC社、税所篤氏又は服部純一氏との間の関連当事者取引であり、このこと自体が上場会社として極めて異常な事態といえます。提案株主は、特に（１）から（３）に挙げる関連当事者取引について、資本コストの観点から妥当性に疑義があると考えています。

なお、用語の補足は以下のとおりです。

「投資事業有限責任組合」とは、いわゆる広義の「ファンド」を指します。たとえば、「アップシロン投資事業有限責任組合」といえば、「アップシロン」という名称のファンドを意味します。

「無限責任組合員」とは、これらファンドの運営を担う、いわゆるファンドマネージャーのことを指します。たとえば、MC社は、当社の株式を保有する「アップシロン」というファンドのファンドマネージャーです。

（１）シグマ投資事業有限責任組合への貸付け20億円

当社は、MC社が無限責任組合員であるシグマ投資事業有限責任組合に対して、2024年3月期に20億円の貸付けをしています。本貸付取引については、同会計年度における利息収入及び未収収益がそれぞれ25百万円及び3百万円であると開示されており、それらを分子、貸付金額20億円を分母とした場合、利回りは約1.4%と算定されます。この水準は資本コストを明らかに下回っており、当該取引の妥当性には疑義があります。

（２）株式会社STAYGOLDの株式取得130億円及び株式会社PRICING DATAの株式取得35億円（合計165億円）

当社は、2023年3月期にSTAYGOLD社の全株式を、フリソス投資事業有限責任組合及び税所篤氏から合計130億円で取得しました。フリソス投資事業有限責任組合の無限責任組合員もまた、MC社です。さらに、税所篤氏は当社取締役及びMC社の代表取締役役に就任しています。

STAYGOLD社の買収直前の財務状況及び経営成績は、純資産9.75億円、営業利益8.12億円、純利益5.59億円でした。しかし、当社による買収後に初めて通期で連結対象となった2024年2月期の経営成績は営業利益5.51億円、純利益3.13億円と悪化し、のれん等の償却費を考慮した連結ベースでは営業損失を計上しています。STAYGOLD社の買収価格130億円は、買収直前の純資産9.75億円の13倍以上と将来の成長期待を織り込んだ水準であったとしてもなお著しく割高であったといえます。買収直後に経営成績が悪化していることに鑑みても、資本コストの観点を踏まえてその取引条件の妥当性が適切に検証されたのかという点に疑義があります。

さらに、2025年3月10日に開示されたSTAYGOLD社とPRICING DATA社との業務提

携に関して、PRICING DATA社の全株式を保有するファイ投資事業有限責任組合の無限責任組合員もMC社です。そればかりか、当該業務提携からわずか1か月後の2025年4月14日には、当社がファイ投資事業有限責任組合から、純資産3.9億円、直近本決算が営業損失、かつ直近3期決算の最高営業利益が2億円であるPRICING DATA社の全株式を35億円で取得しました。数年後には7～8億円程度の営業利益を達成できるとの見通しが示されたものの、直近の業績との乖離が大きく、純資産の8倍を超える割高な買収価格であり、STAYGOLD社の事例と照らしても、資本コストの観点で踏まえた妥当性に強い疑念を抱かざるを得ません。

（３）株式会社WAYO-EARTHへの優先出資5億円

当社は2023年3月期に、当社取締役である服部純一氏が代表取締役を務める株式会社WAYO-EARTHに対して5億円の優先出資を行いました。WAYO-EARTH社は2022年5月31日現在、債務超過（株主資本がマイナス6,654万円）に陥っており、資本コストの検証以前に投資適格性を欠いています。また、服部純一氏は、MC社による当社前身企業を買収する際の資金提供者であったと報じられています。当該人物が代表取締役を務める債務超過の会社に、MC社が強い影響を及ぼす当社が5億円もの出資をすることは不自然であり、そもそも資本コストの観点で踏まえた妥当性の検証が行われたかについて疑義があります。

なお、上述の資本コストの観点に加え、関連当事者取引においては、取引の合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を検証し、関連当事者が自己の利益を優先することにより会社の利益が不当に損なわれる事態を防ぐ、すなわち企業経営の健全性を確保する必要があります。前述のとおり、あらゆる経営判断が資本コストの観点から妥当であるかどうか検証されるべきですが、当社が繰り返している不透明な関連当事者取引に鑑みれば、関連当事者取引についての透明性を確保する旨を定款に明記することで株主からの監視に服させる仕組みを導入する必要性が極めて高いと考えられます。

<本議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

本株主提案は、当社筆頭株主であるウブシロン投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるMETA Capital株式会社（以下「MC社」といいます。）、MC社代表取締役兼当社取締役税所篤氏及び当社取締役服部純一氏との取引と同類型の取引における不透明性の排除を企図したものであるとのことです。

しかしながら、上記の各関連当事者との間の取引を含め、当社における投資案件はいずれも、独立社外取締役も参加している当社取締役会において、取引の必要性

や条件の合理性・妥当性を十分に検討した上で決定されたものであり、何ら取引の不透明性はございません。

当社取締役会としては、当社における投資案件の決定に関しては、株主の皆様から信任を受けて、必要な知見と能力を備え、適切な情報を有する取締役が、外部環境や当社の財務状況等を総合的に判断しつつ、機動的かつ柔軟に判断していくべきものであり、その方が株主共同の利益にもより資するものであると考えております。当然のことながら、関連当事者間取引について、利益相反とならぬように会社法で定められた手続に従って取締役会決議等を経た上で実行しているものであり、この観点からしても何ら取引に問題はありません。

したがって、本株主提案のように、会社の組織・運営の基本的事項を定める定款において、個別具体的な事項の開示を画一的に義務付ける必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第7号議案 自己株式の消却に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款第6条に、下線で示した文言を追加する。

(自己の株式の取得および消却)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

2. 当社は、会社法第309条第1項に定める株主総会の普通決議をもって、自己の株式の消却（消却する自己の株式の種類および種類ごとの数の決定を含む。）を行うことができる。

[提案の理由]

当社株価はPBR0.35倍という異常に低い評価であり、このような状況のもとで自己株式を買収の対価として用いると、既存株主に対する深刻な希薄化を招き、株主価値の著しい毀損に繋がります。

たとえば、ある会社を1,000万円で買収する場合、買収対価を自己株式で賄うと仮定すると、株価が100円であれば10万株で済みます。しかし、株価が50円に低迷している場合には、同じ金額を賄うために20万株が必要となり、それだけ既存株主の持分の価値が減少することになります。

したがって、現状のように市場評価が低迷している局面においては、自己株式を対価とする買収を行わない方針を明確にすることが重要です。そのためにも、当社が保有する発行済株式総数の27%に相当する自己株式について、速やかな消却を求めます。

<本議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由から**本議案に反対**いたします。

本株主提案は、自己株式の消却を株主総会の決議によって行うことができるよう定款の変更を求めるものとことです。

当社が保有する自己株式につきましては、M&Aを含めた中長期的な企業価値拡大に資する戦略投資等での有効活用又は消却を選択肢として想定しております。そして、自己株式の消却の決定に関しましては、経営戦略や外部環境、財務状況等を総合的に勘案して行う経営判断事項であり、その判断を機動的かつ柔軟に行うことが当社の中長期的な企業価値の向上に繋がり、ひいては株主の皆様利益に資するものとなります。そのため、自己株式の消却につきましては、会社法上、取締役会決議事項とされているところであり（会社法178条2項）、当社としても、原則どおり、会社法の定めに従って、株主総会ではなく取締役会で決議することが、適切であると考えております。なお、当然のことですが、その時点の情勢により企業価値の向上及

び株主共同の利益に資すると取締役会が判断した場合は、自己株式の消却の実施を適切に検討してまいります。

本株主提案のように株主総会の決議によって自己株式の消却を行うとすると、上記のような経営判断の機動性や柔軟性を制限することになりかねず、かえって株主の皆様の利益に寄与しないことが懸念されます。また、自己株式の消却のような個別具体的な業務執行の内容は、取締役会の決定に委ねられるべきものであり、会社の根本規範を定める定款に規定することは適切ではありません。したがって、本株主提案のように、株主総会の決議によって自己株式の消却を行う旨を定款に規定すべきではないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第8号議案 自己株式の消却の件

[提案の内容]

第7号議案「自己株式の消却に関する定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当会社が保有する全ての自己株式を消却する。

[提案の理由]

第7号議案「自己株式の消却に関する定款一部変更の件」の[提案の理由]に記載のとおりです。

<本議案に対する取締役会の意見>

当社取締役会は、以下の理由から本議案に反対いたします。

本株主提案は、前記第7号議案の株主提案が承認可決されることを条件として、当社が保有する全ての自己株式を消却することを求めるものとことです。

前記第7号議案に対する当社取締役会の意見に記載したとおり、当社は、将来的なM&Aでの活用等の可能性を考慮し、当社の選択肢の幅や機動性確保の観点から必要な範囲で自己株式を所有しており、自己株式の消却に関しましては、経営戦略や外部環境、財務状況等を総合的に勘案して行う方針を採っております。上記方針に基づき、今般改めて検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号



神谷町トラストタワー 2階

トラストシティ カンファレンス・神谷町



交通のご案内 東京メトロ日比谷線 **神谷町駅**直結



(メトロシティ神谷町 (4a/4b方面) を経由、東京ワールドゲート連絡通路直結)

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。